

令和3年 第8回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年6月28日（月）午後1時30分～午後4時38分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者  
[委員]  
教育長 教育委員4名  
  
[事務局]  
教育部長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課  
参事 文化課参事 教育総務課総務班長 生涯学習振興課生涯学習振  
興班長 生涯学習振興課生涯学習振興班担当 中央図書館長 中央図  
書館図書館班担当
- 4 欠席者 教育総務課長兼学校教育課長
- 5 傍聴人 7人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
  - ・令和3年度一般会計補正予算（第2号）について
  - ・コミュニティ・スクール導入検討について
  - ・令和2年度豊見城市立中央図書館の事業実施状況について
  - ・令和3年第3回豊見城市議会定例会一般質問について
  - ・豊見城市立与根体育施設の管理費について（継続審議）
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

第8回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第8回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に大城委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3 教育長の業務報告を行います。別紙の資料をお願いいたします。</p> <p>5月25日、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会に出席しております。</p> <p>5月26日、豊見城市文化協会会長から役員の就任、退任について挨拶を受けております。</p> <p>5月31日、共同組合とよみ水道管理センターより人材育成基金への寄附がありました。</p> <p>6月1日、第16回公判が那覇地裁で行われております。</p> <p>6月4日、臨時校長会を5階多目的ホールで行いました。</p> <p>6月9日、市商工会青年部から副読本の寄贈を受けております。同じく6月9日、臨時の校長会を開いております。</p> <p>そして6月10日から15日まで一般質問が議会で行われております。</p> <p>6月16日、豊見城市電友会会長ほか、表敬訪問を受けております。裏のほうをお願いします。6月17日、臨時の校長会を開いております。臨時の校長会につきましては、先ほど言いましたように、6月4日、6月9日、6月17日と1週間区切りで3回にわたって、臨時校長会の中で内容を確認しております。</p> <p>6月21日、みちしるべ法律事務所で業務調整が行われました。</p> <p>6月25日、とみぐすく祭り実行委員会が開催されております。</p> <p>6月22日には、同じく豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会が行われております。</p> <p>あと、6月25日に、文化課(美ら島おきなわ文化祭2022)が記載されておりますが、これはキャンセルとなっております。以上が私の業務報告になります。</p> <p>日程第4 承認第7号 令和3年度一般会計補正予算(第2号)に</p>

	<p>ついて、事務局より説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは、承認第7号 令和3年度一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。</p> <p>提案理由としまして、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるとしております。</p> <p>それでは1枚おめくりください。議案第26号 令和3年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ4,713万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ286億7,932万8,000円とするとしております。</p> <p>第2条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いします。第2表 地方債の補正でございますが、上からの7番目の学校教育施設整備事業、補正前の額が3億7,480万円、補正後の額が3億9,540万円となり、2,060万円の増額補正となっております。内容につきましては、歳入のほうで説明いたします。</p> <p>1枚お開きください。事項別明細書とありますので、そちらの3ページをお願いします。こちらは歳入となっておりますが、15款3項5目教育費委託金という部分でございます。こちらのほうで77万4,000円を増額補正。こちらは県体育科指導コーディネーター活用事業委託金12万円、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金65万4,000円となっております、それぞれゆたか小、豊崎小が研究指定校となっております。</p> <p>4ページをお願いします。18款2項4目教育関連施設等整備基金繰入金、こちらは2,100万円の減額補正でございます。こちらは事業費の財源内訳の中で、一般財源の一部を地方債に振り替えたため、基金からの繰り入れを減額しております。</p> <p>続きまして、5ページをお願いします。21款1項4目教育債、こちらは2,060万円の増額補正。豊見城中学校外構事業債970万円、こちらは外構工事の附帯施設工事。体育倉庫の部分について地方債を充当します。もう一つが、(仮称)豊崎中学校実施設計事業債1,090万円。こちらは実施設計のうち、地質調査業務の分の地方債充当になります。</p> <p>次、7ページをお願いします。こちらからは歳出になりますが、10款2項2目教育振興費77万7,000円の増額補正でございます。こちらは歳入のほうで説明しました県体育科指導コーディネーター活用事業、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業に係る報償費、旅費、</p>

	<p>需用費等の事業費の歳出になります。</p> <p>続きますして、8ページをお願いします。10款3項3目学校建設費、こちらは豊見城中学校の外構工事を2工区に分割発注するため設計が必要となりましたが、既存予算の施工管理業務委託料から設計業務委託料へ予算を組み替えて執行するため、補正額はゼロとなります。</p> <p>以上、補正予算（第2号）の説明となります。よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま承認第7号 令和3年度一般会計補正予算（第2号）についての説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手をお願いしますと思います。確認等でも構わないので、何でもどうぞ。大城委員、どうぞ。</p>
大城委員	<p>予算関係を私は聞いたことがないんですが、だから事務局のほうとしてこれでいいのか、逆に事務局のほうから何かないかと思って。こうなっているけれども、これでいいのかと。今、ぱっと予算を見てもなかなか私は理解できない。質問がしにくい。</p>
教育長	<p>ちょっと予算制度の問題があって、これが制度的な諸様式なんです。ですから、これ以上の細かい内容となると、あとは担当課長で説明することになります。そういう方法でいいですか。もしそれでよければ、担当課長からもう一度。</p>
大城委員	<p>細かいというよりも一般的なものでいいんだけど、この予算の使い方何か気になるようなことが逆にないのかと思って。私がぱっと見ても、何かこの辺がおかしいなというのは分からない。</p>
教育長	<p>基本的には予算制度に基づいて、自治法の様式で定められているものに従って、そういう予算の計上の仕方は管理されているんです。ですから、予算については財政課のほうで作成したもので、教育委員会に係る部分は教育委員会の中で本来は事前に承認をすべきですが、その時間的な暇がないので、私のほうで専決をしておいて、それを今、承認を求めているというのがこの流れです。</p>
大城委員	<p>分かりました。教育長が専決したんだからいいと思います。何か気になるとか、特にないでしょう。</p>
教育長	<p>中身の説明が不十分であれば、当然私としては追加して説明したいと思いますが、先ほど言いましたように、予算制度上の款項に基づいた制度としては、何ら問題ありません。ただ、中身については説明させましょうね。</p> <p>いいですか、大城委員。下條委員はどうですか。では、進めてよろしいですか。</p>

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは進めたいと思います。</p> <p>ただいま提案がありました承認第7号 令和3年度一般会計補正予算(第2号)について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第5 報告第4号 コミュニティ・スクール導入検討についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>報告第4号 コミュニティ・スクール導入検討について。報告内容、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5にて学校運営協議会(通称コミュニティ・スクール)という新たな学校運営の仕組みが努力義務化されています。本協議会制度を導入する上で、今後、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第2号に該当する規則の制定があることから、各教育委員に対して同制度の理解を深めていただくため、導入検討段階における現時点における報告をしたいと考えております。</p> <p>具体的な内容につきましては、また担当のほうから説明をよろしくをお願いします。</p>
生涯学習振興課 生涯学習振興 班主任主事	<p>では、お配りしている資料の定例教育委員会、コミュニティ・スクール導入に向けてのA4の横向きの資料に沿って説明をさせていただきます。</p> <p>目次のほうで訂正がございますので、お願いします。4導入後に目指す将来像、11ページまでは大丈夫なんです、5導入・運営するために必要なことが、12ページが飛んでいますので、それから最後の17ページまで全て1ページ戻るような形で、12ページから16ページというようなページの割り振りになっておりますので、お手数ですが訂正のほうをよろしくをお願いします。</p> <p>では、資料の説明をさせていただきます。はじめに、1ページ目の導入背景についてになります。現在、文部科学省の新しい学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を3つの柱としております。1点目は学びに向かう力、人間性など。2点目は知識及び技能。3点目は思考力、判断力、表現力などと整理しています。そして、このような資質・能力を育成するために社会に開かれた教育課程を必要としております。その社会に開かれた教育課程については、その1ページ目の右側の説明のとおりとなっております。子どもたちの育成のためということで、学校に求められているような内容というような説明となって</p>

おります。

次に2ページ目から4ページ目までの説明になります。学校を含めた社会の問題、課題に目を向けてみると、現在、いじめだったり不登校の問題、それらの課題解決のために多くを求められている学校。また、地域に目を向けると地域の希薄化、あと複雑で困難な課題が山積みとなっております。このような社会を子どもたちが今後生き抜いていくためにも、教育委員会としてはコミュニティ・スクールを導入し、子どもたちの健全育成につなげていきたいと思っております。

そのコミュニティ・スクールがどういうものなのかということで、5ページ目からの説明となります。コミュニティ・スクールとは正式な名称ではなくて、正式な名称としては学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールという総称で呼んでおります。その学校運営協議会とは、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、共通のビジョンを持ち様々な活動を協働することで、子どもたちの健全育成に取り組むことができる、法に基づく仕組みとなっております。その法律が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定されております。参考までに次の6ページ目に記載しておりますので、ご確認ください。

次に7ページ目の説明になります。法に定められた3つの役割について記載をしております。1点目は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。これは第47条の5第4号に記載があり、学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働につなげていくことができます。

2点目は、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。これは第47条の5第6号に記載があり、地域住民や保護者の視点からの意見を学校運営に反映することができ、学校だけでは気づけない部分も加味して、学校運営を進めることができます。

3点目、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。これは第47条の5第7号に記載があります。この教職員の任用についてのイメージとしては、教職員の個別の良し悪しを判断するものではなくて、学校の教育方針やどういう子どもになってほしいかといったビジョンに基づいて、その得意な分野の先生を要望する、そういうものが考えられております。

8ページ目のほうが、コミュニティ・スクールのイメージ図となっております。

次に9ページ目のほうは、コミュニティ・スクールに関するメリット、デメリットについて、一部抜粋して説明をいたします。子どもと学校とのメリットについては、学校が保護者や地域住民などと一緒に課題に対する対応を検討し実行することで、学校運営の改善、充実につながるるとともに、教職員がほかの課題や子どもたちと向き合う時間の確保につながるようなことが考えられます。また、社会教育の向上にも期待ができます。地域の方が学校に協力し、子どもたちのためにこれまでの経験を生かすことで、一人ひとりの生きがいや、自分も社会の役に立っているという自己有用感が高められることが期待できます。

デメリットについては、新たな取組ということで、どうしても導入の準備や運用のために教職員の負担が出てくる部分があります。また、継続した活動を考えると、積極的に協力してもらえる委員を確保することも課題に挙げられます。

10ページ目につきましては、導入をしなかった場合のメリット、デメリットとなっております。メリットについては、これまでと特に導入しないということによって変わらないので、負担が特段にないということ。デメリットについては、ほかの市町村がコミュニティ・スクールを導入し、教職員の異動について要望した場合、その市町村のほうに優先される可能性があることや、予算面については、現在生涯学習振興課で行っている地域学校協働活動推進事業の補助要件にコミュニティ・スクールを導入、または導入を検討していることが含まれているため、導入をしないということになると補助金が受けきれず、豊見城市のみの予算での事業執行を行うということになります。

このようなメリット、デメリットということになるんですが、実際にコミュニティ・スクールを導入するとなった場合、豊見城市として導入して目指す将来像のほうに11ページになります。大きく3点挙げております。まず1つ目に、地域の大人と子どもたちが一緒に関わりを持つことで健全育成につなげる。2つ目に、教職員の負担軽減につなげる。3つ目に、社会教育の向上につなげるの3点です。この将来像にするためのキーワードとして、子どもたちを中心とした社会教育、地域のつながりの向上ということにしており、このことを全員が意識して取り組むことが必要になってくると考えております。この将来像につきましては現時点のものになっておりますので、今後導入を検討していく上で、また適宜見直しが出てくるとということも考えられております。

	<p>続きまして、導入・運営するために必要なことを12ページ目から13ページ目に記載しております。大きく3つ、教育委員会と学校、それと地域と保護者の3種類に分けております。教育委員会は、制度や予算の面から導入前から導入後の継続したフォローアップが必要になると考えております。学校と地域、保護者はそれぞれコミュニティ・スクールを理解するための勉強会・研修会への参加、学校運営協議会の開催から、そこまで決まった役割や対応すること等、継続した活動が求められるものと考えております。</p> <p>次に14ページ目の近隣自治体のコミュニティ・スクール導入の動向について記載しております。現在、令和2年度、前年度から糸満市のほうが全校導入をしており、その他の近隣自治体もまだ導入までは至っておらず、導入検討を進めているというのが近隣市町村の動向となっております。</p> <p>次の最後の15ページがスケジュールについてです。導入に向けたスケジュールについてですが、今年度から始まり、令和7年度までの大まかなスケジュールが15ページ目のほうになっております。まず、今年度は準備期間と位置づけ、来年、令和4年度、5年度にはモデル校を導入し、運用、検証を行い、令和6年度は全校導入、7年度以降については継続したフォローアップをしていくというのを計画としております。</p> <p>今年度の具体的な準備段階でのスケジュールが16ページのほうになります。去った6月の下旬、校長会のほうで既に説明を行っております。今後は11月頃までに社会教育実践研修センターが開催している講師派遣を受けることが決まっておりますので、その開催と参加を呼びかける。10月から12月には、校長会にてモデル校の選定の協議。1月にモデル校決定、その後、3月までにモデル校の委員を引き受けてくれる方の選定をするというような今年度のスケジュールとなっております。その他、導入検討に当たり、月に1回ですが、学校教育課と生涯学習振興課にて導入検討会議を開催して、導入に必要な研修会や説明会の開催、スケジュールに沿った準備や見直しを行っていくということで導入の計画をしております。</p> <p>少し足早になったんですが、以上がコミュニティ・スクール導入に向けた説明となっております。</p>
教育長	<p>ただいま報告第4号 コミュニティ・スクールの導入検討についての説明がありました。ただいまの提案につきまして質問がありましたら、委員の皆さんは挙手でお願いしたいと思います。大城委員、どう</p>



	ぞ。
大城委員	コミュニティ・スクールは、今学校でされているのかというふうに…。学校評議員会とありますよね、これは豊見城市はやっていますか。
教育長	学校評議員会は既にできているんですが、今回のコミュニティ・スクールの大きな特徴は、学校運営協議会というのがつくられて、そこで学校長と運営協議会の委員が共に学校経営について話し合っ、方向性を決めるという仕組みが、このコミュニティ・スクールの特徴になっています。ですから、単に学校評価をしたり、あるいは意見を求めるというものから、再度、ワンステップアップして、意見を求めたり、経営に委員が参入といひますか、一緒になって学校運営に取り組んでいくという内容がコミュニティ・スクールの特徴ということになります。
大城委員	ということは、学校評議員会もあつて、またコミュニティ・スクールもやるということですか。
生涯学習振興課生涯学習班長	私のほうで説明します。今ある学校評議員会というものを、こちらの学校運営協議会のほうに包含させながら、学校評議員会の仕組み、プラスアルファで学校運営協議会というものを設置していくという流れになっています。この運営協議会自体が運営されますと、学校評議員会の機能自体は含んでいるので、学校評議員会はなくなると。ただし、運営協議会の中で学校評議のことについても包含してやりますという内容になっております。
大城委員	そうであれば、今ある学校評議員会を少し膨らまして、コミュニティ・スクールのもも移行してもいいのではないか。
生涯学習振興課生涯学習班長	我々の中で今、問題点を深掘していますけれども、学校評議員会と学校運営協議会の役割の違いとして一番大きなものが、学校評議員会は校長先生対学校評議員会の構図になっているんです。ただし、学校運営協議会になると、校長先生という経営者から、教育長がおっしゃったように経営陣として学校の自己評価というふうに捉えていくと。要は、学校がやっている評価を他の目線で評価していくのではなくて、自分たちの運営しているものとして自己評価していくというところが大きな違いになるのかなというふうに思っています。
教育長	基本的には経営への参加となります。学校運営協議会の中に地域の人たちとかが、経営に参加していくという構造がコミュニティ・スクールの特徴です。ですから、今回は予定は1校か、今のところ。予定箇所は1校の今…、モデル校。
生涯学習振	モデル校については、これから校長会で各校長先生と相談しながら

興課 生涯学習振興 班主任主事	なのですが、1校もしくは2校をモデル校導入できたらということです。
教育長	具体的な状況が、まだ我々もつかめない状況があるので、まずはモデル校として1校か2校を選定して、その中で運営協議会をつくって、具体的な運営をしていく中で課題や検証をして、今後の方向性を見つけ出すという考え方で、今回の提案を行っています。
大城委員	少し分かったような気がする。そうなってくると、委員を選ぶのが問題ですかね。例えば機密事項だったらお互いの話し合いが外に出ないように、各学校でそういう人材が確保できるかどうか。こういう人材が大変なのではないか。
生涯学習振興 課生涯学習班 長	大城委員おっしゃるように、我々としてもそれは課題だと思っています。ただ、学校運営協議会を設けることだけを目的にするわけではなくて、その学校運営協議会の中の経営陣になるわけですから、この地域のこと、学校のことに対して、自分で自ら動くような方を選出できるのがキーポイントになっています。そういう実のある学校運営協議会にするためにも、我々としてはその地域と対話をしながら、どういう方々を選出するのかということも、学校と地域と今後詰めていきたいというふうに思っております。それをうまくするためにモデル校を一旦作成していく。なので、「学校運営協議会、はい、やってください」ではなくて、運営協議会を設けた場合に、豊見城市にとってメリットがあるのかどうかということモデル校において判断させていただいて、もしそのメリットがなければ、デメリットのほうが大きければ、例えば人材が全くいないとかそういうことになれば、そのまま学校評議会制度のまま運営をしていく選択肢もあるとは考えています。
大城委員	子どもたちの健全育成とか、それから開かれた学校づくりの観点からも大変素晴らしい組織づくりではないかと思っておりますので、ぜひ運営できるようにやってほしいと思います。できたら、素晴らしい運営だと思います。よろしくお願いします。
教育長	下條委員、どうぞ。
下條委員	私もコミュニティ・スクールについて調べて、論文を書いたことがあるんですけども、現状等、課題もたくさんあります。もちろん地域資源を活用して教育にというのはすごく理想的だなと思うんですが、海外においてはシステムが整えられておりまして、きちんと予算化されています。ただ、日本においては、とても少ない予算だと思

	<p>ます。なので、課題のほうが先に見えてきますよね。こちらにもありますように、委員報酬や会議費等の予算が増加するというところで、学校の先生方、校長先生はそれをどうしようかという負担を抱えているという現状があります。なので、都道府県によっても、山口県などはもう100%導入になっているかと思うんですが、全然導入が進んでいない都道府県もあるなど、やはりいろんな温度差がありますよね。なので、こちらの課題について進めるのであれば、そこはしっかり検討していかないといけないということと、沖縄県は共働が多いのでなかなか参画してくださる方がいらっしゃるというので、ボランティア頼みの部分があるじゃないですか。なので、そこをどうやってモチベートしていくかということも重要な課題かなと思います。なので、その予算のこととかも含めながらやらないと、学校長がすごく大変だったり、あとは地域連携コーディネーターの先生方のご負担になるかなと思うので、そこは教育委員会がバックアップできる体制をつくりながらやれば良いかなと思います。</p> <p>もう一点、ちょっと小さいことなんですけど、13ページのカリキュラム・マネジメントのところなんですけれども、視覚的カリキュラムの作成とあるんですが、括弧の中の学校運営協議会の開催で、視覚的カリキュラムの作成ではなくて、視覚的カリキュラム表の作成ですか。ですよ、多分視覚的カリキュラム表というのは、特色ある学校のカリキュラムを視覚的に分かりやすくしたものだと思うので、こちらは表にさせていただいたらいいのかなと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>生涯学習振興課 生涯学習班長</p>	<p>下條委員、ありがとうございます。</p> <p>現在導入している例えば糸満市、それから南城市とも情報共有をしながら、コミュニティ・スクールの検討を進めているところです。ただ、導入している自治体にあっても、今下條委員がおっしゃった、学校評議員と何ら変わらないだろうというようなご指摘と、実際その人材に対して、どういう方針を組み込むのかということについては、まだ課題が多く残されているところです。我々としても国の認定を受けている、現在アドバイザーの指導研修等を受けながら、実際に導入している糸満市、南城市との情報共有も同時にこの研修の中で行いながら、我々としてどういう制度設計をしていったほうがいいのかというところを深掘している最中ですので、またご意見等があれば、途中でご意見等、あといい案とかがあれば、ぜひ情報提供をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。</p>

教育長	宮城委員、どうぞ。
宮城委員	コミュニティ・スクールの導入が打ち出されたのが、恐らく10年前になるかと思います。そのときに島尻で最初に手を上げたというか、やってもらったのが糸満市の高嶺中校区だったかと記憶しています。それがそのまま今現在、3校で続いていることだと思いますが、その10年以上たった今、豊見城市がこのコミュニティ・スクールを導入したいと思った背景、あるいはいきさつ、そこを教えていただければありがたいなと思います。
生涯学習振興課生涯学習班長	お配りの資料の10ページをご確認ください。コミュニティ・スクールの導入については、実際、本土のほうではかなり町村のほうでうまく運営しているところがあるのですが、都市部のほうではなかなかそういう取組がちょっと遅いような状況がございまして、コミュニティ・スクールについては、我々もどちらのスタンスなんだろうというところを深堀しておりました。ただ、近年になってデメリットのほうの2番目に書かれてありますように、現在、生涯学習振興課で社会教育の一環として、地域学校協働活動推進事業という、地域の方々が学校のほうにお手伝いにしに行き、学校の教職員の負担を軽減するというところに役立っている事業を行っているところです。こちらの予算が令和2年度の補助額でいうと340万円ほどあるんですけども、この補助金の要件にコミュニティ・スクールの導入を検討しているかどうかということが補助要件として加わってきたのが令和2年度。令和2年度から補助要件として組み込まれてきました。現在、我々としては、この事業を補助金を活用して実施しているものですから、地域学校協働活動推進事業を止めないためにも、やはりコミュニティ・スクールという流れに今後行ったほうがいいのかというところを教育委員会内で確認して、そのコミュニティ・スクール導入に向けて、現在検討しているところです。
教育長	今説明がありました地域学校協働活動推進事業というのは、学校ボランティアのことです。地域の皆さん方が各学校に学校ボランティアとして入って、授業の手助けをしているというのが学校ボランティアですから、この事業が令和2年度以降、補助金としてなくなる可能性が高いという内容も含まれているそうです。
宮城委員	補助金はどちらからの補助なんですか。
生涯学習振興課生涯学習班長	国からの補助です。

<p>宮城委員</p>	<p>あと一点、先ほど下條委員のほうからもいろいろお話がありました が、恐らく糸満市が最初に導入して10年の間、校区のみにとどまっ ていたというのには理由があったかなと思うんですね。それが今度は広 がるということなので、それなりのメリットもあつたろうとは思 うんですが、やはり懸念されている部分というのは少しずつでも取り除 いていかないと、協議会を立ち上げたというところで先に進めないよ うなことになるのかなり難しいところかなと思うので、まずは10年間 やってきた糸満市の取組というのが非常に大きいかなと思います。い ろんなメリット、デメリットを含めて、そこをしっかりと把握し、豊見 城市としてどういうところで何ができるかということ、教育委員会 の支えは非常に大きいものがあると思います。学校に周知しましたと いうところで任せっきりになってしまうと、ますます先生方の負担と いうのが増える一方なので、やるからには教育委員会としてのスタ ンスといいますか、その支えていくという部分をどこまでできるかとい うことの、学校側、教育委員会側という部分でのできること、できる 範囲ということもしっかりと捉えながら進めていく可能性がある かなと思います。その際に、たしか6月の校長会で先生方に説明した と。校長先生に説明したとありますが、そのときの意見というのは、 開催に向けての意見のほうが多かったでしょうか。少しでもその意見 が、もしここで紹介できれば教えていただきたいのですが。</p>
<p>生涯学習振興 課生涯学習班 長</p>	<p>幾つかご指導、ご指摘等もございましたので、順を追って回答して いきたいと思います。 まず、糸満市の件についてですが、糸満市は平成24年にコミュニ ティ・スクールの導入を検討しますというふうに表明して、そこから約 8年、令和2年度に導入ですので、約8年検討していった経緯があり ます。それを加速したのが、恐らく先ほどご説明した補助金の要件、 これについては令和2年度から一括して、全ての学校にコミュニ ティ・スクールを導入したところですが、先ほど委員おっしゃいま したけれども、まだ課題のほうは、コミュニティ・スクールの運営の課題、 それから人材の課題等、課題はまだあるというふうに糸満市のほうか ら伺っています。我々としても、その糸満市の事例等も常に参考 にしながら、それからアドバイザーのご指導、勉強会を通じて、豊見 城市にとってコミュニティ・スクールを導入してよかったと思えるよ うなことをやっていきたいと考えています。 次に、6月校長会においての説明なんですが、6月校長会において</p>

	<p>は時間の限りがあったので、そのときのメインが、コロナ禍の状況で開催されていて時間短縮というところもあって、まずは情報共有。コミュニティ・スクールというのは何なのかという概要の説明と、今後、学校の先生も含めた研修を行っていきますというような説明をしたところ、質問というのは特になかったです。加えて、ちょっと順番が変わりましたが、教育委員会のバックアップが重要だということで、我々教育委員会としては市長部局のほうに、コミュニティ・スクール導入に当たっての、その人員配置は増だとかというものを要求していますので、併せてご報告させていただきます。以上です。</p>
宮城委員	<p>ありがとうございます。地域に開かれた教育という視点も踏まえ、あとは社会教育の関連からも、これが導入されて既存のといえますか、うまく活用できるようになれば、豊見城市の各学校の取組というのは非常にすばらしいものがありますし、そういうのも含めて地域と共有できるという部分においては、開かれた学校といえますか、もっともっと地域の方も借りながら学校教育がまた進んでいくであろうと思いますので、いろんなメリット、デメリットを精査しながら、ぜひ進められるところは進めていただけたらありがたいかなと思っております。ただ、教師の負担というところでは考えつつ、そう言いながらもやはりやっていけないといけないという部分というのはあると思いますので。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほかに質問がなければ進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうぞ、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>この構想そのものは大賛成です。実は学校評議員制度のほうで、私の記憶では平成16年から導入されたのではないかなと思われまます。私のほうも開かれた学校づくり、経営方針の柱として地域との連携を求めながらやってきたんですけれども、もちろん地域も一緒になって学校行事、そういうものもやってきました。しかしながら、当時16年ぐらい前、17年前ですかね。やはり地域のほうが、なかなか地域協力がうまく行っていない。別の市だったので、地域が崩壊していると。そういう中で学校がリーダーシップを発揮して取り組んでいけない状況もあったんですけれども、私のほうも何とかやったつもりではいるんですが、全体的に学校評議員制度のほうも、いつの間にか形骸化して出すだけに終わっている状況もあるし、なかなか地域のほうとも連携が全体的にうまく行っていないものもあるので、これを今、説明を受けて、やはりたくさん課題があるなど。また学校評議員制度に変えてコミュニティ・スクールのほうをやったにしてもうまく成功する</p>

	<p>んだろうか、成功するためには相当細部にわたって、地域も一緒に巻き込んで必死になってやらないと、また学校評議員制度と同じ様になるのではないかという懸念もあります。相当皆さんが、学校も地域も行政も意識を高めていかないと、また尻すぼみにならないかなという、そういう懸念をしているところです。本当はぜひ今の沖縄には必要なものかなと感じてはいます。ぜひ成功に向けて頑張ってもらいたいです。正直言って、私のほうからすると、過去を見ると少し心配をしているところでもあります。以上です。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。今後も進み具合を見ながら、常時報告していくということを確認しまして、今回のコミュニティ・スクールについては、これで終わりたいと思います。</p> <p>続いて、日程第6 報告第5号 令和2年度豊見城市立中央図書館の事業実施状況について、提案理由の説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>報告第5号 令和2年度豊見城市立中央図書館の事業実施状況について。提案理由は、豊見城市立中央図書館庶務規定第6条第2項の規定に基づき、令和2年度の事業実施状況を教育委員会へ報告することとなっております。具体的な内容につきましては、図書館長に説明させていただきますので、よろしくお願いします。</p>
中央図書館長	<p>皆さん、こんにちは。豊見城市立中央図書館から令和2年度の事業実施状況についてご報告いたします。併せまして、本日資料として配付しました中央図書館の点検と評価についても、私のほうからご報告させていただきたいと思います。では、よろしくお願いします。</p> <p>お手元の豊見城市立中央図書館報第7号をご用意ください。せっかく、4月28日水曜日には、令和3年度の事業についてご報告し、ご理解をいただきました。ありがとうございます。今日は館報の第4章からご報告をいたします。館報の第7号につきましては、今年度からは※でコメントを入れることにしました。実は表だけでは分からない部分がありますので、私たちの簡単な考察を見れて、次年度、またそれに向けて、課題としてみんなで取り組みたいということで、コメントをできるだけ入れております。</p> <p>まず、去年の図書館の状況に説明をいたします。館報の31ページをお開けください。ここのコメントの2番目のところです。昨年、新型コロナウイルス感染症拡大のため、私たちは臨時休館としまして、38日休館いたしました。これは4月7日から5月25日までです。その間の5月1日からは、予約本のみのお貸出しを行いました。そして、その間の5月15日にはガイドラインを作成いたしまして、それに基づいた</p>

開館を行っております。本日、このガイドラインにつきましては、館報の116ページに掲載しております。

それから私たち時間短縮、60分の利用時間の短縮、そして開館時間を短縮しまして、そのほかは臨時休館を行っておりません。それでも開館予定の271日から38日間少ない233日間の開館となっております。

ページは前後いたしますが、その前の、昨年導入されました29ページの来館者数をご覧ください。これは昨年の10月から来館者カウンターを導入いたしました。そのカウンターは10月から3月までですけれども、ほぼ1万人を超える来館があるということです。2月につきましては、館内特別整理を行いましたので、5,000人ちょっとであります。これを日で計算しますと大体1日550人から600人の来館があるということが分かりました。

続きまして、30ページです。30ページには、書籍の除菌機を導入いたしました。それにつきましても毎月、9月から利用があるということで、昨年度は4,000回余り。これは土日の保護者の方、子ども連れのお母さんやお父さんたちの利用がとても目立っております。

続きまして、昨年12月25日に導入されました電子図書館についてご説明いたします。館報の37ページをご覧ください。電子図書館は現在、コンテンツ数とありますが、冊数ですね。3,143冊あります。そして、時間帯別の利用人数の回数を見ますと、何とびっくりです。24時間誰かが見ているということですね。ログイン回数、閲覧、そして貸出しもあるということでもあります。

次のページをご覧ください。38ページは曜日別の利用回数です。それから見ますと、やはり土日も多いんですが、これは貸出しとログイン、実際に電子図書館に入りました、見ました。それから閲覧しました、ページを開けて見ましたという形で3つに分類をしております。それからしても、やはり土日の利用が多いということでもあります。次に年代別の貸出しです。4番ですね。それを見ますと、一番年代別で多いのが20代から50代。中には70歳以上、それから80代の方も、この電子図書館を利用しているということが分かりました。

それから、次に昨年度の行事ですが、55ページをご覧ください。昨年度、コロナの影響がたくさんありましたけれども、私たちはガイドラインに沿って、それを徹底して取り組んでまいりました。そして予約制度を導入したり、ディスタンスをしっかりと取った行事を開催することができました。その図書館の行事一覧も見てもお分かりのように、昨年度の参加人数等は例年の約60%以下でございます。従来より



	<p>少ないなと思いますけれども、無事に何とか行事を行っていくことができたと思っております。特に新しい行事としましては、真ん中のほうにありますが、楽読（速読）体験会を全6回、これはZ o o m行われました。それから中央公民館との連携では、和紙ちぎり絵体験ですね。それから貯金のお話し。ちょうど特別定額給付金から10万円の支給がありましたので、そのお金の使い方について関心があるのではないかということで、それを取り入れました。それから、秋の読書月間におきましての貸出しですね。SDG sを中心に取り組みました。それと、発信する図書館です。昨年から私たち図書館ではそれを目玉にしまして、地域の特産物、それから地域の活性化を目指して取り上げて、講演会を行っております。それと、絵本とヨガというのを行いました。</p> <p>さらに、昨年度も現在もそうですけれども、課題といたしましては、68ページをご覧ください。68ページのほうを見ますと、昨年の学校図書館への貸出状況なんです。実は貸出状況が非常に落ちていまして、151冊です。これにつきましては、例年1,000冊以上ありましたけれども、コロナの感染症の感染拡大によって学校の図書館からの利用が低迷だったこともあります。それから私たちもブックトークを計画しておりましたけれども、やむなく学校の臨時休校等もございまして、4校は未実施であります。実施ができませんでした。</p> <p>また、課題もありましたが、昨年、私たちのブックトーク等の業績もありまして、70ページをご覧ください。南部農林高等学校から高校3年生が保育検定を受ける、そのために読み聞かせについて講義をしてほしいという依頼がありまして、それを11月に、朝の講義を行いました。</p> <p>それと71ページです。71ページには、岐阜女子大学のほうから実践演習としまして、豊見城の電子図書館についての取組の説明してほしいということがありましたので、そのほうも行いました。</p> <p>私どもからは簡単に、これだけでございますけれども、もし委員の皆様から、こういうところは課題にしてほしいとか、教えてほしいとかございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>続きまして、又吉のほうから点検と評価をお願いいたします。</p>
中央図書館 主査	<p>続きまして、追加でお配りした点検と評価につきまして、こちらの資料です。続きましては、私、又吉のほうからご報告させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、お手元の（様式1号）点検と評価表</p>

をご覧ください。タイトルでは2021年度（令和3年度）とありますが、評価対象の年度につきましては、2020年度分でございます。それを今年度評価したということでもあります。館報の113ページをご覧ください。この点検と評価につきましては、113ページから115ページの評価実施要領に基づき評価を行いました。評価の基準は、114ページに記載されております。その評価した結果を基に、図書館協議会からの評価の答申をいただいております。こちらの点検と評価表をまためくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。2/2と書いてあるところですね。少し読み上げさせていただきます。

本点検と評価は、2019年度（令和元年度）分から実施（試行）しています。本市の各種計画期間が10年であることを踏まえ、基準年度を2018年度とし、目標年度は10年後の2027年度（令和9年度）と設定しております。指標は、運営方針及び重点目標から設定しております。なお、2027年度の目標値は、基準年度から10%増としております。今後、協議会からの意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改善等を図っていきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による臨時休館などの措置を講じております。ただし、臨時休館中は予約資料の貸出しを正面玄関で実施しました。指標別評点を集計した結果、評点の平均が0.9で、総合評価を「D（達成できなかった）」としております。

1ページ目に戻っていただきますと、今、読み上げましたとおり、1番から7番までの評価対象、①が資料回転率、②レファレンス受付件数、③人口あたり来館回数、④人口あたり図書館の催物参加者数、⑤ブックトーク参加者数、⑥学校図書館への資料貸出冊数、⑦図書館だより配布数までの評価対象の指標及び目標を定めておりまして、その評価の求め方の説明を次の2ページ目に記載しております。量が多いので細かい説明は割愛させていただきますが、簡単に説明しますと、1番から7番までの図書館の運営方針と重点目標に基づいた指標について、目標値に対して何パーセント達成したかというものによって各点数をつけ、その評点の合計平均で、評価が今回はD評価となっているということでございます。また、図書館の総合評価を基に、図書館協議会へ諮ったところでございますが、1ページ目の下記記載のとおり、「良好」という評価をいただきました。意見等について読み上げさせていただきます。

意見等 あらかじめ設定された目標値に対する実績のため、達成できなかったという評価にならざるを得ないが、同時に新型コロナウイ

	<p>ルス感染症の影響を客観的に示すものであると思われる。ただし、休館等の様々な制約の中での実績について、実際の総合評価等に変更はないとしても、別の観点からの評価を「評価の説明」に加えることを検討してもらいたい。</p> <p>次です。令和2年度について通常の点検と評価の基準での評価は馴染まない。感染対策を行いながら、図書館行事の充実を努めており、様々な体験や企画があり、「地域の知の拠点」を意識した取り組みが進められていることは評価できる。</p> <p>電子図書館がめざましく充実してきたと図書館報のコメントに見る時に、如何なる禍であろうと図書館サービスの充実を図ろうとする姿勢が伺え、細かい分析（コメント）に更なる充実を期待させる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、休校や諸活動の制約及び制限により、図書館との連携が充分できなかったからであるにしても、学校として良書に接する機会を確保するための工夫をしなければならぬ。こちらは校長先生からの意見でございました。</p> <p>将来の人口動態等の変化を加味した指標の設定や、各小中学校区等の地域における読書活動を推進する取り組みを検討してもらいたい。</p> <p>以上の意見があり、図書館の総合評価ではDではありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも図書館サービスを実施できたことを大多数の委員から良好という評価をいただき、協議会としては良好という評価になりました。</p> <p>以上をもちまして、2020年度分の豊見城市立中央図書館における点検と評価についてのご報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいま報告第5号 令和2年度豊見城市立中央図書館の事業実施状況についての説明がありました。委員の皆様の質疑がありましたら、挙手をお願いします。下條委員、どうぞ。</p>
下條委員	<p>ご報告ありがとうございました。コロナ禍の制約の中でいろんなことに取り組みされていて、非常にすばらしいなと思いました。お疲れさまです。</p> <p>ただ、子どもたちは学校のほうに貸出してみたいなものを、どうしてもコロナ禍ということで、電子図書の貸出しとかはできないんですか。子どもたちが電子書籍にアクセスできたりするのはできないんですか。</p>
中央図書館長	<p>利用カードがある人は誰も使えます。図書館の利用カードがある人は、誰でもログインできるようになっています。</p>
下條委員	<p>ありがとうございました。</p>

教育長	ほかに質問はありますか。大城委員、どうぞ。
大城委員	本当に大変な資料だと思いましたがけれども、この館報は毎年何回も出すんですか。
中央図書館長	年に一回でございます。
大城委員	これだけの資料をつくるのは大変だなと思って聞いたんですが、大変細かい報告ですね。 それから意見等で、各小中学校区の地域における読書活動を推進する取り組みというふうにあるんですが、分かるのに聞くんですが、移動図書館などもやっているんですか。
中央図書館長	移動図書館はありません。
大城委員	こういう各地域に活動を推進する取組として、移動図書館などいいかなと思っていたんですが、こういう計画は今のところ全くないんですか。
中央図書館長	今のところ、それはないですね。
大城委員	予算があれば考えたほうがいいと思います。
中央図書館長	そうですね。
大城委員	分かりました。ありがとうございました。
中央図書館主査	先ほども説明しましたが、現在はブックトークというもので各学校から希望を募り、その本の紹介をしに行き、また本の貸出し等を行っていき、読書活動の推進に取り組んでいる次第でございます。
教育長	ほかにありますか。宮城委員、どうぞ。
宮城委員	質問ではありません。豊見城市に住んでいて、豊見城市の図書館にそんなに足繁く通っているというわけではないんですが、それでも中央図書館の地域に開かれるというか、そういう部分での変化というのは非常に目まぐるしいではないですね。そこに向けて方針、そこに目を向けて運営されているなというのが手に取るように分かりました。今、ブックトークのお話もあったんですが、学校との連携、それから今度新しく、館長さんからも報告のあった中央公民館との連携、そして、それがまた輪を広げて大学とのつながりなど、本当にできるところで、市の図書館という役割をフルに活用されているなというところを、実感として館報から受け取ることができました。職員そろって、その目指す方向性、そこに向かってしっかりと進まれている

	<p>などというところで、すごく感心しています。もちろん、これからもまた意見等を取り入れながら進めていこうと思いますが、コロナ禍の中でもこれだけ本当に実践されているということと、私も実は、コロナ禍の中のちょっと先に実施した「おはなし会」など、孫を連れて行った経験もあります。そういう意味では、これを多く広げて、それを周知して、そういう関心のある方たちがいっぱい図書館に足を運べるように、今後もまたお願いしたいなと思っています。本当にお疲れさまです。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>進めてよろしいですか。ほかにありますか。</p> <p>以上をもちまして、中央図書館の実施状況については、報告を終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第7 報告第6号 令和3年第3回豊見城市議会定例会一般質問等についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは、報告第6号 令和3年第3回豊見城市議会定例会一般質問についてということであります。報告内容は、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会から委任した事務であっても特に報告の必要がある事務について、第5条の規定により報告するものとしております。</p> <p>それでは早速でございますが、一般質問について報告いたします。それでは、この一般質問通告要旨というものがありますけれども、そちらの1ページのほうからお願いします。質問者は通告番号1番の大城吉徳議員から、(1) 新型コロナウイルス感染症についての中の②の市内小中学生の感染状況について、(ア) としまして、感染者数はそれぞれ何名か伺うということで質問がございました。令和3年6月10日現在、小中学生の感染者は6名です。内訳は小学生3名、中学生3名、教職員の感染者は0名ですというふうに答えております。</p> <p>続きまして、(イ) 学校内ではどのような感染対策を行っているのかという質問に対しまして、文部科学省や沖縄県教育委員会におけるガイドライン等を基に、市教育委員会作成の市小中学校感染症予防ガイドラインを作成して対応を行っています。対応例としましては、登校時の健康観察やマスク着用、換気の徹底、手洗いの徹底による三密の回避等を行っています。また、緊急事態宣言下では、感染リスクが高い学習は時期を入れ替えるなどの対応を行っていますと答えております。</p> <p>続きまして、(ウ) 学校生活の変化でストレスを抱えた子供たちの</p>

ケアについてです。各学校では、一人ひとりとの教育相談の時間を設け、悩み等について話し合っています。そこから出た悩みは、担任をはじめ学年職員、養護教諭、学校職員で共有し、状況に応じて専門員であるスクールカウンセラーや心の教室相談員などへつなぎ、児童生徒の精神的なケアに努めるようにしております。また、保護者の悩みについても相談を受け付けているというふうにお答えしています。

続きまして、(エ) 様々な事態に対応出来るように今からタブレットによるオンライン授業が出来るような準備をする必要があると思うが見解を伺うということでございますが、出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対して、学習に著しい遅れが生じることがないように、同時双方向型のウェブ会議システムやAIドリル等につきまして、日頃の授業から活用に取り組み、児童生徒がいつでも使うことができるよう慣れ親しませることに努めてまいりますというふうにお答えしております。

続きまして、(2) 学校給食費についての①の段階的無償化について、現時点で具体的にどういう段階を踏んでいるかということでございますが、学校給食費段階的無償化につきましては、令和元年度に立ち上げた学校給食ワーキングチームの中で検討を進め、段階的無償化を目指すに当たり、現時点においては段階的無償化の第一弾として、保護者に新たな負担を求めずに学校給食における栄養充足率の向上を目的とした、学校給食費保護者支援事業を実施しております。また、昨年度、保護者を対象に実施した学校給食アンケートでは、学校給食費保護者支援事業について、豊見城市の財政面を考慮しながら事業を実施するべきとの意見が過半数を超え、事業継続を要望する回答も寄せられております。次の第二弾目以降の方策につきましては、学校給食アンケート調査の結果や市民会議での検討状況なども踏まえながら、子育て世代の経済的負担軽減を念頭に、実現可能で継続的な仕組みづくりについて提案していきたいと考えていますとお答えしております。

次に、②の学校給食費の無償化の財源をどう考えているかにつきましては、継続的な支援が実施できる仕組みづくりについて検討する必要があり、学校給食費の保護者負担軽減は大きな意義を持つものであり、学校給食費の段階的無償化の財源につきましては、市民会議での検討状況等を踏まえ検討してまいりますと答えております。

続きまして、3ページのほうになります。通告番号2番、要正悟議員の質問でございます。(3) 教育行政について。①の体罰・ハラス

メントに関するアンケートについて本市の見解を伺うとしております。本教育委員会で部活動における体罰・ハラスメントの根絶を徹底することを本市部活動方針に盛り込み、4月の校長、教頭会にて確認しております。部活動を含めた学校教育において、体罰、暴力、飲酒運転等の信用失墜行為の防止や服務規程の徹底について、各学校において4月の職員会議にて校長より全職員に確認が行われております。学校においては、生徒と担任との教育相談や保護者を交えた三者面談、また生徒及び保護者の学校評価等から部活動指導が適切に行われているか把握することができます。このことから現状においては、本市において体罰・ハラスメント等の調査を行うことは予定しておりませんと答えしております。

次に、②本市での校則の現状・見直しについて伺うとしております。本市3中学校では、毎年校則の見直しを行っており、各学年の生徒指導担当者等で構成される生徒指導委員会において生徒や保護者の意見を参考に、校則の見直しを図った後、職員会議において提案、決定し、次年度の教育計画に反映しております。以前からありますように、肌着の色や髪型等に理不尽な校則があると新聞記事に取り上げられていましたが、本市の中学校においては時代にそぐわない校則は見直しが図られ、現状に合った校則になっていることを確認しておりますと答えております。

次に、③の保護者との連絡手段のデジタル化についてでございますが、現在、各学校においては保護者への連絡手段として、紙媒体とメーリングサービスを活用しています。学校と保護者双方の連絡をデジタル化することの利便性と、また考えられるトラブル、情報漏洩等についての対処方法について検討し、デジタル化に向けて取り組んでいきたいと考えておりますということで答えしております。

続きまして、④教育委員会の人事について伺うにつきましては、教育委員会の人事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項において、教育委員会の事務局に置かれる全ての職員は、教育委員会が任命することを規定しております。また、同法第20条では、教育委員会の事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他身分取扱いについては、同法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによるとされており、地公法並びに、これに基づく条例、当該地方公共団体の規則、規定に従い、職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとされていることから、教育委員会は事務局職員の任命権者となっております。さらに、

地教行法第21条では教育委員会の職務権限について規定しております。同条第3項では、教育委員会の職員の人事に関する事項は、教育委員会で処理することとされており、その決定に当たっては教育委員会の議案として提案し、決定することとされております。今回の6月の人事異動につきましては、令和3年5月25日に開催された定例教育委員会の会議におきまして、同意案第30号として提出され、教育委員全員の同意を得て行われているものでございますというふうにお答えしております。

続きまして、4ページ。通告番号3番の儀間盛昭議員の質問でございます。(3)教育振興について、①(仮称)豊崎中学校建設のその後の取り組み進捗状況についてでございます。令和2年11月に締結しました基本・実施設計委託業務につきましては、令和3年3月に基本設計を終了し、建物配置が決定しており、現在は実施設計において建物内部の詳細な計画を行っておりますと答えております。

続きまして、②豊見城中学校建設の取り組み状況についてということでございますが、現在施工中であります特別教室棟の建築、電気、附帯工事につきましては、建物内部の仕上げを中心に作業を行っているところでございます。校舎の完成及び既設校舎の引っ越しについては令和3年9月を予定しており、既設校舎の解体は令和3年度中に完了できるよう取り組んでまいりますと答えております。

続きまして、③の学校トイレの現状についての(ア)清潔感のあるトイレが望まれるが、現状はどのようなになっているかということでございますが、学校建設から25年のとよみ小学校、また34年の伊良波小学校、伊良波中学校のトイレは主に和式便器で整備が行われておりましたので、順次洋式便器への取り替えを行っております。しかしながら、経年劣化に伴い老朽化したトイレブースや壁、床の仕上げについては、破損等により部分的な修繕は行っておりますが、トイレ内部全体の改修は建設当初から行っていないため、見た目のきれいさという点では、これまで建て替えの行われた学校と比較すると劣っている状況でありますと答えております。

次に、(イ)のオールジェンダートイレの考えについてでございます。学校におけるオールジェンダートイレの整備につきましては、小学校の中学年から中学校における児童生徒は、異性に対して非常に敏感な時期であることから、男女別のトイレを廃止しオールジェンダートイレのみを整備することは、トイレの利用に抵抗を感じることもあるものと感じております。しかし、オールジェンダートイレを設置す



	る必要性も理解できることから、今後は先行事例等の情報収集に努めてまいりますというふうに答えております。
教育長	部長、10分ほど休憩しましょうか。いいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	では、10分ほど休憩してから始めたいと思います。
	休 憩 (14時51分) 再 開 (15時00分)
教育長	休憩前に続きまして、進めたいと思います。部長、どうぞ。
教育部長	<p>それでは6ページをお願いします。通告番号5番、川満玄治議員の(2)文化行政についてのちゅら島おきなわ文化祭についての(ア)進捗状況についてでございます。国民文化祭は、毎年各都道府県持ち回りで開催され、文化の国体と呼ばれております。市町村が実施する事業として、地方団体と共催する継続事業及び、市町村が独自に開催する独自事業がありますが、現在、早急に市の実行委員会を設置すべく取り組んでおります。今後は中央文化団体等との調整事務を行ってまいります。その後、先進県の視察等を行いながら、事業計画や開催要項、募集要項などの作成を行い、実行委員会と調整を行いながら、令和4年度の実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>続きまして、(イ)市独自の施策等の取り組みについてでございます。市独自の施策等につきましては、独自事業がありますが、市町村がこれまで実施した事業を拡充発展させた事業となります。該当する市総合文化祭を軸に、各課の観光振興型の地域の活性化を目的に、連携を図りながら取り組んでまいりますと答えております。</p> <p>続きまして、7ページをお願いします。(6)家庭教育の必要性についての①行政は、どのような家庭教育支援を行っているかについてということで、本市の家庭教育支援としましては、学校、保護者、地域の役割を再認識し、学力向上委員会主催による教育講演会を実施しております。また、公民館講座において親子で取り組む親子講座を実施し、同年代の子を持つ保護者同士の情報交換の場を設定しております。さらに、沖縄県と県に登録している本市の家庭教育支援アドバイザーと連携を図り、令和元年度からは「親のまなびあい」プログラムを実施しております。今後とも社会全体で子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、学校、家庭、地域の連携協力の下、家庭教育への支援に取り組んでまいりますということでお答えしております。</p> <p>続きまして、②の地域と学校と家庭を結びつける取り組みについて</p>

ということでございます。地域と学校と家庭を結びつける取り組みについては、地域学校協働活動推進事業が全ての小中学校において実施されております。また、これからでございますが、コミュニティ・スクールの導入の検討後、全ての小中学校において協議会の設置を目指しています。さらには、公民館と中央図書館の子どもたちを含めた地域住民の交流の場や、地域の知の拠点である社会福祉施設として重要な役割を担っている。こうした取り組みにより、地域と学校が一体となって地域を担う人材を育成し、社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な社会全体の発展や活性化を推進する大きな原動力になれるものだと理解しているというふうにお答えしております。

次に、③の地域に眠っている子育てを終えた高齢者やPTA役員や教師OBなどの人材活用についてでございますが、こちらの人材活用の取り組みは、先ほどお答えした地域学校活動において、学校が教育課程で必要とする活動に地域のボランティア登録をしていただき、学校の要望に応じて派遣する。また、対応できる人材がない場合は、地域学校協働活動推進委員が地域に出向き人材を探したり、または高齢者や教師OB等の声かけや民間企業の方々にも協力を求めています。また、小学1年から3年を中心に、放課後、子どもたちに安心安全な居場所を提供するための放課後子ども教室があります。ボランティアの方々が学校に協力することや、子どもたちの成長に関わることでボランティア自身も自己有用感を高め、地域のつながりを深めるきっかけになるものと考えておりますというふうに答えております。

続きまして、9ページをお願いします。通告番号7番、宜保龍平議員の(4)与根体育施設について、①利用制限になった理由を伺うということですが、与根体育施設につきましては、条例が存続されており、教育委員会として管理義務が発生していることから、令和3年度予算には管理費が予算化されておりませんので、教育委員会の管理方針を確定するため、4月26日、4月28日の定例教育委員会において議論をいただきましたが、いずれにしても結論が出ず、継続審査の状況でございます。しかしながら4月28日の定例教育委員会におきましては、担当課の職員が直接現場に行き、貸出しや除草、清掃作業を行っていることについて職員の負担が増大するなど、非常に困難な状況がありますので、教育委員に了解を得た上で、やむなく5月13日からは与根体育施設の利用を制限したところでございます。条例に

基づいた適切な市民サービスを提供するため、管理費を予算化するための要求をすることについて教育委員会の議決を得ることにより、市長部局とも管理費の予算化について調整してまいりたいと考えておりますと答えております。

次に、10ページをお願いします。通告番号8番、仲田政美議員の(1)奨学金返済「肩代わり」制度についての②豊見城市育英会についての(ア)(イ)(ウ)(エ)でございますが、(ア)の利用実績につきましては、過去5年分として平成28年度19件、29年度21件、平成30年度18件、令和元年度15件、令和2年度14件となっております。(イ)の年間返済額につきましては、現在、県外・県内大学と高等学校を合わせた過去5年間の全体平均で約791万円の償還金となっております。

(ウ)一人当たりの平均額としては、年間11万8,000円、月当たり9,800円となります。(エ)延滞件数及び金額につきましては、令和3年5月31日現在で38件、1,019万8,600円の滞納となっております。

続きまして、(2)「生理の貧困」の解消についてということで、小中学校、あるいは子どもの居場所などで生理用品を配布する考えはないか部分につきましては、生理の貧困については、コロナ禍における貧困問題として大きな社会現象となっております。現在の状況としては、学校側から生理の貧困に関する支援の要請はございませんが、アンケート調査を行っており、回答をまとめ次第、支援へつなげられるよう準備を進めてまいります。必要な財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できないか、調整を行っていきます。支援方法としましては、学校保健室において生理用品の配布を行おうと考えており、必要な種類、数量については、学校現場と調整を行いながら対応してまいりますと答えております。

続きまして、(5)薬物乱用防止についての取組み状況ということであります。本市では学習指導要領に基づき、小学校6年、中学校2年次の保健体育の授業内で薬物乱用についての恐ろしさや、犯罪等に巻き込まれないための知識の習得、心身に与える影響、家族や友人に与える影響について指導を行っております。

続きまして、11ページをお願いします。失礼しました、12ページでございます。通告番号10番、比嘉彰議員の(4)教育行政についての①(ア)から(エ)ですね。(ア)本市児童・生徒の徒歩登校の割合につきましては、徒歩登校の割合は小学校で77.3%、中学校で52.2%となっております。(イ)徒歩登校の比率は、他市町村との比較につきましては、島尻管内6市町の教育委員会で徒歩登校を推奨している

のは2市1町となっており、学校単位の取組があるのは1市1町となります。徒歩登校の割合を調べている市町は1市で、その市と比べると本市は、小中ともに若干低い割合となっております。ただし、学校の設置場所や通学経路など条件が異なっており、単純な比較はできないと考えているということで答えております。

次、(ウ) 徒歩登校の推奨についてでございますが、平成25年からの徒歩登校(てくてく登校)は、5つの効果を期待している。1つ目に、てくてく登校で体温が上がり、脳が活性化される。2つ目は、運動能力が高まる。3つ目は、友達や地域住民と顔を合わせることで、挨拶が広がる。4つ目は、危険察知や危険回避の能力を身につける。5つ目が、地域の絆が強くなることを期待していますが、学校の設置場所や通学距離、児童生徒の発達段階によって条件が異なるため、個人で行える可能な範囲での取組を推奨していますというふうにお答えしております。

次、(エ) 徒歩登校のメリット・デメリットについて、メリットについては、先ほどの推奨で述べました3つの効果が挙げられます。デメリットとしましては、徒歩登校したくても学校の設置場所が通学距離、児童生徒の発達段階など条件が異なることや、不審者対応等も考えられますというふうにお答えしております。

次に、②フッ化物洗口の進捗についてでございます。フッ化物洗口の進捗につきましては、令和元年9月より座安小学校ととよみ小学校の1年生を対象に、フッ化物洗口を実施しております。昨年度は両校の1年生と2年生を対象に実施を予定しておりましたが、コロナウイルス感染拡大の影響もあり、実施を見合わせております。本年度においてもコロナ禍ということもあり、現在実施を見合わせている状況にあります。本市におきましても学校歯科医や学校と連携し、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえつつ、フッ化物洗口の再開に向けて取り組んでまいります。

続いて、③学校給食について、(ア) 地産地消につきましては、給食センターでは市内の小中学校に学校給食を提供しているが、可能な限り地元豊見城市で生産された農産物の食材を活用する地産地消を実施した取組を行っている。

(イ) 給食費について、学校給食費の段階的無償化の学校給食ワーキングチームで検討しております。第一弾として、保護者に新たな負担を求めずに栄養充足率の向上を目的とした学校給食費保護者支援事業。第二弾目以降については、昨年度に実施したアンケート調査

の結果を踏まえながら、子育て世代の経済的負担を念頭に、継続的な仕組みづくりについて提案していきたいと考えているということでお答えしております。

次に（ウ）につきまして、給食費の他市町村との比較ということですが、本市では小学校で月額4,000円、中学校で月額4,500円を給食費としていただいております。令和3年度の周辺市町村における給食費につきましては、那覇市小学校4,500円、中学校5,000円、南城市小学校4,300円、中学校4,800円、八重瀬町小学校4,200円、中学校月額4,600円等となっております。

続きまして、（エ）栄養バランスについてでございますが、学校給食費における栄養充足率の向上を目的に支援事業を実施しておりますが、令和3年度においては5,300万円の予算を確保をし、栄養充足率の向上を目的に実施している。学校で実施する食育授業等での打ち合わせの際に、給食のメニューやデザートが増えて、子どもたちが喜んでいるなどの話を聞くようになったと。学校給食費保護者支援事業は学校関係者から好評であると感じております。

続きまして、14ページをお願いします。通告番号11番、赤嶺吉信議員、（4）みどりの振興と管理についての①みどりの管理についての（イ）令和元年5月25日の沖縄県植樹祭で植栽した木々の管理状況については、植樹した木々の成長を阻害しないよう、定期的な除草作業を行っている。例年は学校のPTA作業で3回程度、委託業務等において2、3回行い管理をしております。

次に、（ウ）管理に関する予算措置についてでございます。例年、委託費として除草業務に係る費用が計上されており、今年度も同様に、PTA及び既決予算で対応していく予定でございます。

続きまして、15ページは徳元次人議員が欠席できたので、飛ばします。

16ページをお願いします。通告番号13番、新垣龍治議員の（3）子育て支援のとりくみについての③の経済的困窮世帯の生理用品が買えない子どもたちへ無償配布ができないかという質問でございますが、こちらは通告番号8番の仲田政美議員と同様な質問でございますので、同じように答えております。

次に17ページをお願いします。通告番号14番、宜保安孝議員の（1）与根体育施設（サッカー場）についての①これまでの5年間の利用状況についてでございますが、5年間の利用状況につきましては、平成28年度から30年度については体育協会の管理となっており、その際の

集計された資料は野球場とサッカー場の合計として集計されておりますので、ご了承いただきたいと思いますが、延べ数でいいますと、平成28年度682団体で1万9,784名、平成29年度は1,118団体で2万7,922名、平成30年度は508団体で1万9,945名。令和元年度からはサッカー場のみの集計となりますが、457団体で1万3,634名、令和2年度は305団体で1万608名の利用実績でございますと回答しております。

次に、②平日16時以降及び土日の利用ができなくなった理由につきましては、通告番号7番の宜保龍平議員と同様な質問ですので、同じようにお答えしております。

次に、(5) 教育行政について、①教職員の多忙化が叫ばれる昨今の教育現場であるが、「教育の日」の制定を望む声の一部ではあるの(ア) 教育長の見解を伺う。教育の日の制定については、平成18年度頃から各市町村の教育長に対し、退職校長会が呼びかけ、教育の日を定めるよう活動を行ってきています。なぜ豊見城市においてはこれまで教育の日を設けなかったのかについては、教育の日を制定することによって、イベントや式典等を開催する、いわゆる活動行事に対する課題が、学校行事を除く日を設定するには土日祝日等となることから、厳しい状況にあったことが大きな理由だったと記憶しております。最近の課題としては、教職員の働き方改革や多忙化が大きな問題となっており、5月に行われた校長面談においても、教師の多忙化を改善する取組を校長が主体的に取り組んでほしいとの要望を行ったところでございます。このような状況において、私の疑問は他市がやっているからではなく、教育の日の制定が豊見城市の教育に必要なかが問われていると感じています。私のほうとしては、教育の日を制定する考えはないことを述べさせていただきますと答えております。

続きまして、②市長が変われば教育長も変わるべきとの声があるようです。以下を伺うの(ア) についてですが、教育長という職にあるものは、法令や状況を踏まえ、その進退について自ら判断すべきものと考えております。しかし一般的には、市長の退任時に退任することが一般的であると理解をしておりますとお答えしております。

続きまして、18ページの通告番号15番、楚南留美議員の(2) コロナ禍の影響による支援についての①「生理の貧困」についてどのように認識されているかにつきましては、通告番号8番の仲田政美議員、13番の新垣龍治議員と同様な質問ですので、同じ様なお答えをいたします。

続きまして、20ページをお願いします。通告番号16番の瀬長恒雄議員の（1）与根西部地区開発について、③の与根体育施設条例について、（ア）与根野球場廃止の時の提案理由についてでございますが、平成31年3月市議会において、与根体育施設の設置及び管理に関する条例の全部改正が行われており、その当時の提案理由でございますが、豊見城市与根体育施設について、指定管理者による管理運営から市の直営とするに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが当時の議案を提案する理由でございましたというふうに答えてございます。

次に、（イ）教育長の「体育施設を再建できる」という根拠を伺いますについては、公の施設である与根体育施設が存続している状況でございますので、教育委員会としては適正な管理運営に努めるべきと考えております。そのためには土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、施行者である与根西部地区土地区画整理組合からの移転、除去に関する意思の有無についての照会通知を受けたことにより、市長が承認することになった場合には、その移転、除却に係る補償費の範囲内での再整備をすることが可能であると考えておりますというふうに答えております。

次、（ウ）与根体育施設条例の一部改正についての見解についてでございますが、与根体育条例の一部改正につきましては、令和3年3月市議会最終日の3月26日に議員提案により発議されたものでございます。提案理由は、当分の間サッカー専用施設として与根体育施設の存続の必要があるとなっており、当該条例の一部改正につきましては、議決されて以降、債務に係る手続が取られており、改正された条例が公布されるなど一連の手続が完了しており、改正後の条例は市の意思として確定されているものと考えておりますと答えております。

続きまして、21ページをお願いします。通告番号17番、波平邦孝議員の（3）安心・安全なまちづくりについての③災害対策として、豊崎小学校は市内で一番海に近く、0.1秒でも早く内陸部への避難を要するが、豊崎小学校内の3階から屋上へ繋ぐ階段の設置を求めますがという意見でございますが、豊崎小学校は平成28年度に津波災害を想定した避難訓練において内陸部を避難先として訓練を実施しておりますが、その後、屋上へ変更し避難訓練を行った際、屋上への出入り口部がボトルネックとなり避難に時間を要したことから、3階へ昇降できる外部階段の設置の要望がございました。しかし、防災の観点から豊崎地区は津波災害避難警戒区域に指定されており、津波警報発令

時における避難先の考えとしては内陸部の高台への避難が最優先となっており、続いて地域の津波避難ビル、逃げ遅れた場合に最寄りの高い建物へ避難を行うことが望ましいとのことでありました。そのため、豊崎小学校に対しての本市の避難の考えについて説明を行い、昨年実施した訓練における避難先は豊見城南高校へ変更しておりますというふうに答えております。

続きまして、22ページ、(4) 子ども改革についての(ウ) 給食費の無償化についてでございますが、こちらは通告番号1番の大城吉徳議員と同様な質問ですので、同じようにお答えしております。

次、(オ) の返済のいない奨学金制度の拡充についてでございますが、こちらは、本市育英会事業は企業の皆さんをはじめとした寄附と、これまでに貸与した奨学生の返還金で運営されており、原資に限りがあるため、現行の育英会資金のみの活用では、その拡充は厳しいものと理解している。現在は、授業料等に対する助成としての国の高等教育の就学支援新制度が充実してきており、同制度では授業料等の減免や給付型奨学金の支給が行われておりますので、制度の隙間を埋めるものとして、現在実施しております入学準備金給付の拡充も含め、慎重に検討を進めてまいりますとお答えしております。

続きまして、23ページ、通告番号18番、瀬長宏議員の(2) サッカー専用施設整備について、②の今後の施設整備について伺うてでございますが、今後につきましては、長期的には長嶺城址総合公園の多目的広場において、一般の公式試合が可能な規格の整備ができるのか、関係部署との調整。また、総合公園を中心としたスポーツ拠点エリア構想の検討を企画調整課で検討されておりますので、エリア内にサッカー専用施設が整備できないか、検討してまいりたいと考えております。与根体育施設におけるサッカー場につきましては、廃止条例が6回目の否決となったこと、そして野球場の残地が加わる形で与根体育施設条例の一部が議決されたことにより、結果的に公の施設である与根体育施設が存続されていることなどを踏まえ、与根体育施設の今後の在り方についても検討してまいりますというふうに答えております。

続きまして、(3) いじめ自殺裁判についての①裁判の進捗状況でございますが、損害賠償請求事件につきましては、教育委員会において現在継続しております、本市児童自死に係る損害賠償請求事件であり、平成31年1月15日の初回口頭弁論から地裁での期日で16回開かれております。ただいま2回目の口頭弁論に向けての弁論準備を進めて



いるところでございますと答えております。

次に、②児童らによるいじめ及び学校の不適切な対応について、市の責任がどのように問われ、市はどこまで認めるのか、また、③死亡後における調査懈怠及び虚偽情報流布について、市の責任はどこまで認めるのかにつきましては、現在裁判が継続中であり、その内容に係る答弁については差し控えさせていただきますというふうにお答えしております。

続きまして、24ページ、通告番号19番、新垣繁人議員の（2）与根体育施設（サッカー場）についての①の利用制限を解除し、早急に市民サービスの提供に努める義務があると思うがという質問に関しましては、先ほどの通告番号17番、宜保龍平議員、14番の宜保安孝議員と同様な質問ですので、同じように答えております。

次、（3）教育行政について、①クラブ活動における小学校運動場等の利用についての（ア）利用時間については、豊見城市立学校施設の対応に関する規則に基づき、平日は18時から22時まで、休日は9時から22時までとしておりますが、小学生のクラブ活動については、学校教育上の観点から最大午後8時までとしているというふうにお答えしております。

次に、（イ）利用について周辺地域からの苦情等についてでございますが、苦情について寄せられている事例として、休日の早朝から運動している団体があり迷惑をこうむっている。校外にボールが飛んできて危ない。あと、大人が道路でたばこを吸っており、教育上よくないなどの苦情が寄せられておりますと答えております。

次に、（ウ）子ども達が利用しやすい環境整備等の調整につきましては、子どもたちのクラブ活動については、その活動として子どもたちの健全育成や心身の成長につながるなど、極めて重要な活動であると考えており、一方で沖縄県教育委員会では、近年の運動部活動の活性化が進む半面、一部の過度な運動により生徒の生活習慣や学力向上等に影響を与えているとの指摘があることから、スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインを受け、運動部活動の在り方に関する方針が示されております。子どもたちの指導者、保護者、周辺地域の方にも安心してスポーツ活動を支援できるような便宜を図りながら、活動方針やルールづくりに取り組んでいきたいと考えておりますと答えております。

次に、②市内中学校の制服等を再利用するなど、おさがりネットワークを拡充する必要があるということでございますが、昨年6月に個

	<p>人が経営する「すまいる」という制服等のリサイクル店が開業し、本市内中学校の制服等の再利用を行っています。今後、各家庭への周知については、各中学校に協力してもらい、保護者が利用できるようにしていきたいと考えておりますと答えております。</p> <p>続きまして、26ページ、通告番号21番、大田正樹議員でございます。</p> <p>(2) 予算執行状況の確認についての③姉妹都市交流や国際交流について伺うでございますが、国際交流、国内の交流として6つの事業がございます。そのうちハワイ州との青少年国際交流事業や広島県大竹市との少年平和大使交流事業、三郷町姉妹都市交流事業、高千穂町ジュニアリーダー県外派遣事業、以上4つの事業につきましては、国、県レベルで新型コロナウイルスの感染等の影響により、参加者等の感染リスクや安全性の確保等を考慮した結果、双方の協議において今年度の事業の中止を決定いたしました。次年度以降につきましては、感染拡大の終息が見込まれることを前提に、事業実施に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますというふうに答えております。</p> <p>最後に、(4)の照屋教育長の任期満了につきましては、教育長のほうで①政治的中立性、独立性とか、②のほうでいじめ問題、GIGAスクールの推進とか、サッカー場建設、長嶺城址総合公園にサッカー専用施設の建設等、普段からおっしゃっていることを教育長自身が答えておりました。</p> <p>以上で一般質問の報告を終わりたいと思います。</p>
教育長	<p>ただいま報告第6号 令和3年第3回豊見城市議会定例会一般質問についての報告がありましたけれども、進めてよろしいでしょうか。</p>
(「はい」と呼ぶ者あり)	
教育長	<p>それでは進めたいと思います。</p> <p>日程第8、継続審議となっております議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費について(継続審査)の状況でございます。改めて、説明を申し上げます。</p> <p>与根体育施設の管理費の件に関しては、4月26日の令和3年第4回臨時教育委員会、4月28日の第5回定例教育委員会、そして5月25日の第6回定例教育委員会にて議論してまいりましたが、それぞれにおいて結論が出ず、継続審査というふうになっております。</p> <p>再度、議案の内容について簡潔に説明いたしますと、現在、与根体</p>

	<p>育施設の設置及び管理に関する条例が存続している以上、教育委員会としては管理義務が発生しております。令和3年度の当初予算におきまして、施設を管理運営する予算措置がされておられませんので、早急に管理費の年度内分の流用要求を行い予算措置することで、これまで同様に外部へ委託してまいりたいと考えております。また、4月28日の定例教育委員会におきましては、担当職員の負担が増大する困難な状況を避けるために、利用制限することについて教育委員の皆様の了解を得た上で、5月13日からは与根体育施設の利用を制限したところでございます。併せて委員からは、市長の考え方を聞いて、自分自身で納得してから議決に臨みたいという意見もありましたので、それにつきましては総合教育会議の開催を求めていくことを教育委員会として決定しましたので、正式な文書としましては、今回お配りしています議案の別紙のほうに添付してありますとおり、5月6日付で教育長から市長宛てに、豊見城市総合教育会議の開催について求めておりましたが、その後、数回にわたり開催の有無について確認しているところですが、現在においても開催されておられません。担当部署としましては、条例に基づいた適切な市民サービスを提供するために、年度分の管理費を予算措置するべく、その要求をすることについて教育委員会の議決を得ることにより、市長部局と早急に調整してまいりたいと考えております。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費について説明がありました。委員の皆さん、質問がありましたらどうぞ。挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>では、私のほうからいま一度、説明をしたいと思います。まず、5月17日に会派長会、議長、副議長、各会派の会派長の皆様から直接私のほうに要請がありました。これは与根体育施設の管理費、除草清掃についての予算を早急に対応していただきたいという内容でした。ですから、各会派長会というのは与党野党全員が含まれています。そして、議長、副議長も含めて、私のほうにそういった内容の要望があったことを改めて説明したいと思います。</p> <p>そしてもう一点は、管理費についての考え方になります。4月14日に告示行為として議決をされた旨の告示公告がありました。これは新たに追加された与根体育施設も含めた内容の告示行為です。ですから、再議をすることなくその条例が可決されたということは、当然管理費は義務的経費として組むということになります。ところが、今こ</p>

	<p>のような状況で今回審議が進んでおりません。ですから、私が皆さんに再度お願いしたいのは、議員を全員、各会派会長ということは議員も全員なんです。全員がそういう意向を明確に示している。そして疑義照会の質疑応答集の中でも義務的経費である旨との回答が得られている。これについては私とは別の観点から議員が調べておりました。その中でも私と同じ内容の疑義照会の内容が述べられております。ですから、これは本来、教育委員の皆さん方に市長の提案の理由が教育委員の方針も聞くということになっておりますが、これは非常に残念なことではありますけれども、現実問題としては、これは義務的経費であるということを、委員の皆さんにはいま一度、認識をお願いしたいと思います。そして全議員が、与党野党関係なく全議員が、我々教育委員会に要請をしていた事実、その旨を踏まえて、いま一度検討をお願いしたいと思います。私からは以上です。はい、どうぞ。</p>
大城委員	<p>今日は継続審議を決議するということですか。</p>
教育長	<p>もう3回目ですので、そろそろ決議しないとというふうに考えていますが、最終的には委員の皆さん方で決めることでありますから。</p>
大城委員	<p>私の意見を言っていていいですか。非常に難しいというか、私にとっては複雑というか。こっちにも総合教育会議の開催要求についてとあるように、市長がなかなか日程調整できなくて、総合教育会議を開けないと。そして、私も森山課長から金曜日かな、連絡をもらって、市長と日程がなかなか取りにくいという返事もらったんですが、こんな難しい問題を簡単ではないけど、なかなか決議できないところが不安なんだけれども、そこで意見としてはこっちにもあるように、教育長もすぐ新旧交代だから、新しい教育長の下で教育長の意見も聞いて決議を取ったらどうかなということを私は提案したいと思います。これは私一個人の意見ですけれども。</p>
教育長	<p>ほかに意見はありますか。はい、どうぞ。</p>
備瀬委員	<p>いいですか、質問。さっき議員のほうから与根体育施設の存続を当分の間というのがあったんですが、専用競技場というのは今、長嶺城址総合公園の多目的広場のほうに専用競技場を造りたいという計画があるんでしょうか。</p>
教育長	<p>専用競技場ということではありません。</p>
備瀬委員	<p>多目的ね、訂正。</p>
教育長	<p>サッカーのできる多目的施設ということでの提案はありますが、ただし、この場所は、現在は90メートルの68メートル、幅が68メートルあるんですが、現在の計画では90メートルの45メートルしかありません。</p>

	<p>ん。ですから今後も、ぜひ新しい教育長には90メートルの68メートルの施設になるような要望を、私の事務引き継ぎの中ではぜひそういう対応をしていただきたいということを述べたいと考えています。以上です。</p>
備瀬委員	<p>長嶺城址総合公園の多目的広場のほうに、この競技場ができるまでの間という意味でしょうか。今、議員のほうへの回答は。</p>
教育長	<p>はい。</p>
備瀬委員	<p>大体目安としてはいつ頃になるのでしょうか。</p>
教育長	<p>現在のところ、まだ全然見えてない。土地の買収もまだやっていない状況です。計画として3年前から計画があるんですが、この事業は全く進んでいません。</p>
備瀬委員	<p>となると、結局は来年、再来年の見通しではなくて、さらに4年、5年、場合によってはもっとかかるということも考えられるのでしょうか。</p>
教育長	<p>可能性としてはあると思います。可能性の話になるので私が答えられないんですが、今の全く進んでいない状況がありますので、可能性としては十分あるというふうに私自身はそう思っています。</p> <p>はい、下條委員。</p>
下條委員	<p>今回、また管理費のことについてのお話かなと思うんですけども、私、すみません、4月28日も入院しておりまして参加できなかったので、議事録のほうを確認させていただきました。事の発端なんですけれども、4月1日から14日までの間、担当課として生涯学習振興課の課長のお話なんです、依頼し、実際に業務を行っていただいていますということで、ですけども管理費については予算化されるものだと思っておりましてということと、あと、3月から財政課とも調整しており、内諾を得ているつもりでいました。つまり、思い込みのような発言みたいなものにも取られるような発言になっています。</p>
教育長	<p>それは違うと思います。</p>
下條委員	<p>こちらほうに書いてあります。これはどういうことですか。</p>
教育長	<p>それは違います。宮里課長、財政課と調整した内容を説明して、もう一回。</p>
生涯学習振興課長	<p>3月の段階におきましては、まず3月初旬に、これまでの議会の状況も見据えながら、仮に廃止条例が否決された場合については、この4月以降について予算がないものですから、それを流用する方法でもって、そういう調整を財政課としておりました。実際に3月26日の議会の最終日において廃止条例が否決されましたので、その後、3月29</p>

	日に再度財政課と調整しまして、その内諾を得たところでございます。なので、令和2年度においても、この管理費は予算措置はされていて、当然管理形態も同じなので、そのまま引き続きできるものだというふうに考えておりました、その流用の手続も4月1日に行いながら、実際にシルバー人材センターのほうにも引き続き同時にできるように調整をしたところでございます。
下條委員	では、3月から財政課と調整してきておりということで、今はどういう状況ですか。
生涯学習振興課長	実際、今現在は保留の状態でございます。
教育長	私のほうからもう一度言わせていただきます。 まず基本的に、私も財政課長をやりましたので、職員との約束はしっかり守る。これが我々の財政課としての信頼のルールです。ですから、現在において4月1日に出した流用申請を、事前に約束しておきながら決裁していないということで予算なし執行と言われるような状況をつくったのは財政課です。これははっきり言わせていただきます。そして、今の総務企画部長が財政課長でしたので、そういうのを知っている人たちが決裁しないということがいかに不合理であるかということについて、私はいま一度述べさせていただきます。
下條委員	4月1日から14日までの間依頼していらっしゃると思うんですけども、4月1日には委託されていると思うんですね。そのときに契約書等は作成されていたのでしょうか。業務を依頼されるときに契約書とか、それとも契約書等はないままに委託になっておりますか。
生涯学習振興課長	契約書の案は当然ありました。実際にほかの業務もそうなんですけれども、4月1日の予算措置の手続、それを早急に手続を進める上で書類を整えて、4月1日からの正式な契約というふうな流れに持っていこうという考えでありました。
下條委員	お考えは分かりました。実際に作成をされて委託されているのか、契約書等ですね。あと、支払い等については、何かしらの根拠のないままに契約は結べないのかなと思うので、そちらのほうはどのようなことになったのか。また、予算がないのに決裁が下りていったのか等、ちょっとお伺いしたいなと思います。
生涯学習振興課長	契約自体は当然交わせないというふうに思います。ただし、これまでの財政課との調整、そこも踏まえまして、実際に正式に書類を整えるという方法で進めていたというところでございます。
下條委員	今、整っていない状況なんですね。

教育長	<p>私のほうからもう一度言います。これはもう一度確認します。言います。宮里課長は、財政課が決裁すると事前に約束しておいたものを行ったわけです。そして、決裁していない。それによって彼は、契約なし予算執行と言われるような状態に追い込まれたと。これが事実です。ですから、これはですね、下條委員にはっきり言うておきます。こういう状態をつくったのは我々ではありません。彼は一生懸命そういう事前調整もして、了解を得て、その流用の申請書を4月1日時点で起こしているわけです。ですから、その辺は誤解がないように。我々がつくったんじゃない。財政課がそういう状態をつくって、予算なし執行と言ってきている。これはお互い職員同士として、やってはいけないことなんです。それはぜひ理解をお願いしたい。</p>
下條委員	<p>ここのほうの話し合いとか、調整等はもうされない感じなんですか。</p>
教育長	<p>決裁がない以上、今のところ動けなくなってしまうわけですから、それを理由として市長が皆さんのほうに、教育委員会の方針を明確にしてくれということであったので、私のほうは4月26日、臨時教育委員会を開いて、そして28日には定例の教育委員会、そして5月にもそういった提案をしました。ですから、教育委員会の方針を確認してくれという市長の指示に従って、私はそれでいいでしょうということをやっているのであって、ただし、先ほども言いましたように、流用予算が可決できなかった、あるいは計上できない理由については、それは決裁をしていない側の問題があるということ、いま一度私は説明したいと思えます。</p> <p>一番大事なことは、与野党の議員全員が、「これは組むべきですよ、対応してくださいね」、与野党の議員全員です。会派長会に全員が来て、要請することはですね。この辺をいま一度、これは義務的経費なんです。義務的経費をそういう対応をしていること自体が、私自身は長年公務員をしているんですが、義務的経費を計上しない、計上できない、そういう体制ほど、私は理解しがたい、理解できない。</p>
下條委員	<p>ただ、契約書がないままに業務を委託しているという状況が、ちょっとごめんなさい、私のほうが理解しがたいと感じます。</p>
教育長	<p>逆にいいますと、これまでこういう約束をしていて、決裁しない人たちがあり得ないんです。今まで我々は事前に、私も財政課長をしましたので、職員と約束したことは全部守る、約束は守る。ところが、今約束が守られていないがために決裁が宙に浮いているわけです。そこが問題であって、何が問題かということです。何が問題かというこ</p>

	とです。予算なし執行が問題ではない、事前に調整したことが、約束が守られなかったことが問題なんです。
下條委員	約束という文書とかがあるんですか。
教育長	文書はないです。
下條委員	文書がない。だったら、あくまでも何で分かるんですか。
生涯学習振興課長	その詳細については、当然文書は、特にやり取りを残しているわけではありません。ただ、通常の業務においても、やはり予算関連は財政課といろいろ事前に調整しながら進めてまいりましたので、これまでの財政課との信頼関係といいますか、そういうのを含めまして、何ら疑うこともなく3月29日に調整も最終的にやりましたので、その2日、3日後の4月1日という部分は当然に、その予算もつけてくれるだろうというふうに考えていたところです。
下條委員	じゃあ、口頭でやられた感じですか。口頭で確認された感じですか。
生涯学習振興課長	はい、口頭でやっております。
文化課 参事	<p>先月まで教育総務課におりましたので、手続上のお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>財務の手続上、今年度の予算は4月1日以降しか、流用も含めて手続ができないという前提がまずあります。それに先立って、本来であれば3月で手続を取ればいいんですけども、当然、会計年度独立の原則がありますので、そういうことができないという状況があります。そこが非常に難しいところです。</p> <p>もう一点なんです、予算の流用の手続というのは、そもそもこれまでは、そのほかのものも全部そうですけれども、事前に財政課と調整をした上で、財政課がゴーサインを出せないとい起票しないことになっています。このことから見ても、教育長が言っていることを信用されるかどうかは別としても、そもそも財政課がオーケーしないと起票しないというルールになっていますので、この問題はほかの課に確認されて結構だと思うんですけども、そういったことから考えても、基本的には3月の時点、もしくは4月初めの時点では、その経費としてどこから出すかは別として、流用してもいいということがあって、起票ができていているという事実は確かだと思います。</p>
下條委員	分かりました。このような感じで今、口頭で約束されたとかされていないとかはあると思うんですけども、まず、ここの流れのほうを整っていない状況であることは確かですね。保留ということでもありますので、なので、私としては、ここはしっかり手続を取った上で、い



	ろいろ考えさせていただきたいなと思います。
文化課参事	なるほど、そういうことですね。
教育長	いやいや、おかしいですよ。4月1日にしか流用できないのに、4月1日しか起票できないのに、事前に財政課に確認をして起票をしているわけです。それでも決裁が下りていないわけです。それがおかしいのであって、私も財政課長もしましたので、財務自体は私自身も、うちの一般会計予算等については、財務等については私もこれまで把握しているわけです。ですから、下條委員が言っていることは成り立たないと思います。
備瀬委員	別の観点からちょっといいですか。今、話を聞いていると、教育委員会の説明はたくさん聞きました。よく分かりました。あと、財政課のほうもやるべきことがやられていない、そういうこともたくさん聞きました。職員のほうからどっちが正しいか、教育委員会が正しいだろうと私は思いますけれども、前からそうなんです、サッカー協会の会長のほうに直接話を伺いたいということも前、質問させていただきました。しかしながら、文書でありました。今回のものも結局、口頭での説明でしたので、正直言って、何が何やら判断しづらい部分がありますので、幸いにも与根体育施設のほうは、ネットで見ると緊急事態宣言下で7月11日までは休場するとありますので、タイミング的に新教育長が木曜日からは交代するようなこともありますので、この際、ちょうどサッカー協会の会長ですので、私が前に質問したこともちょうど説明してもらえりいい機会かなと考えておりますので、それまでは双方の意見、市長部局、教育委員会双方の意見を聞いた上でまた判断しても、ここまで引っ張ってきたのでやむを得ないんじゃないのかなって、もう本当に難しいような状況です。今話を聞いて、私はそういうふうに思いました。なので、あとしばらく継続審議でお願いしたいというふうに考えます。
教育長	残念ですね。本当に残念だ。このような教育委員会、本当に残念ですね。私が言いましたように、全議員がそういう要請をしている。私はそれを受けました。そして、この新しい条例、疑義照会を確認しても義務的経費だと明確に書いてある。ですから、それ以上の話になると、あとはもう…、もうどうしようもないですね。残念です。どうぞ、宮城委員。
宮城委員	予算の件で分からないところがたくさんあるんですが、流用するというとあまりいいイメージがなくて、その流用するということと、そ

	の義務的経費というところでの…、どう表現したらいいんだろう、関係みたいなところを教えてくださいありがとうございます。
教育長	考え方ですね。まず、流用については、令和3年度予算をつくるときに、予算編成ですね。予算編成時に、実は与根体育施設の委託料と除草清掃費が、シルバー人材センターの委託料200万円、除草清掃が100万円、300万円の予算が通常、例年ついているものがついていませんでした。それで復活折衝、復活要求に上げています。復活要求を出したんですが、先ほど宮里課長が言っているように、復活要求の中で計上されませんでした。それで、その後で先ほど述べたように、宮里課長は事前に確認も取って、切られた場合にはどうしようという対応ですね、もう復活折衝の時点では予算が切られていたんです。私はそれについても疑問がある。廃止条例が可決されていないのに、廃止条例が可決されない前に予算はもう切られているんです。そこが本来おかしい。私も長い間財政課長をしましたので、それをまずやったわけです。今の財政課から。しかし、今言った調整をして、流用、予算を計上するという流れになったわけです。これで説明、足りませんか。
宮城委員	この義務的経費というのは…。
教育長	考え方ですね。管理費用というのは、通常必要な管理経費になります。管理経費は、管理経費で日常的に使われるようなものを我々は義務的経費という表現をします。これは総務班長、質疑応答集があったら配ってこないかな。
総務班長	はい。
教育長	今配りました、これは疑義照会をしての回答文になるんですけども、我々は中身がよく分からない場合には、質疑応答集で疑義照会をするんですね。その中でも事例として、こういうのがあったということですね。これはケツのほう、後ろの3行ですね。新たに予算を伴う条例を可決して長に送付したところ、長は再議。再議というのは、改めて結論をやり直すという内容です。再議の否決には3分の2の議決が必要です。議員の3分の2の議決。それは再議をすることなく、進むことなく公布されましたので、ですから長は、その条例に基づいて予算措置をする義務を負う。この義務を負うところが、いわゆる経常義務であるという話なんですね。はい、どうぞ、宮城委員。
宮城委員	もう少し。新たに条例がつけられたことに対する再議をしなかったということなんですか。
教育長	はい。

宮城委員	その再議というのは、その条例が出たときに、すぐに議会でやることができるのか。
教育長	再議というのは、議決が行われて2週間の間に市長が、この議決に異議があるという申し入れをすることを再議といいます。ですから、その再議がなかったということで、4月14日にこの条例は公布された。ですから、再議に付することなくというのはそういう内容ですね。
宮城委員	その再議の申し立てがあつたら、例えば臨時の議会を開くという流れになっていくということですか。
教育長	はい、流れになっていきます。そして、3分の2以上の議決でこれは可決され…。再議の場合、3分の2以上の議決なんです。ですから、特別議決というんですが、通常は半分ずつ、過半数で成立なんです。再議の場合は3分の2の議決が必要です。ですから、3分の2の議決によって行われるというのが通常の考えですね。その再議が行われなかったことで、この条例は可決、成立したと。そして公布された。公布に伴って効力が発生した。
宮城委員	はい、分かりました。
教育長	先ほど次の教育長に引き継ぐべきだという話もありましたけれども、私としては、私のほうで私がいる間に結論を出したい、そのように考えています。なぜかといいますと、これは引き継ぐ内容ではない。次の教育長は、また新しい気持ちで決めていただく、対応すればいいというのが私の考えです。ですから、できましたら今日で挙手を取っていきたいというふうに考えています。
備瀬委員	教育長、今この資料を見ていると、経緯のほうの1から8まで読ませてもらったんですが、どうも教育委員会と総務課のほうがこういう状況で、我々が賛成に回るわけにはいかない。相手のほうの意見も、どうしてこうなったのかということも聞く必要があるだろうと。
教育長	総合会議の開催要求の話ですか。
備瀬委員	そう、こんなのがあつてですね。求めてくださいということは、我々もちょっと難しいんじゃないのかと。だから教育長は早急に退任するし、決めたいというのもあるんでしょうけれども…。
教育長	総合会議については、当然総合会議の議題として吐出して取り扱うことについては何ら異議はないし、私も総合議会が必要であることについての認識があつて、総合会議の要望書を市長部局に提案しているわけです。しかし、先ほど言いましたように、私が受けないというわけではなくて、市長部局が受けないわけです。ですからそれについて…、総合会議は確かに必要です。しかし、それと与根体育施設を管理

	運営する上で必要な予算を確保するということについては、これは基本的には別問題です。総合会議の議題として取り扱うことについては、私は理解しています。しかし…。
備瀬委員	何かがあるからそうなっているんだろうというのは、パッと見たら感じられるものですから。ただ、7月11日までは休場になっているものだから、あとしばらくすると判断できるような材料が出そろおうような気もするので…。
下條委員	すみません、ちょっといいですか。
教育長	はい、どうぞ。
下條委員	やはり口頭で約束したのに守られていない財政課がいらっしゃるということであれば、ちゃんと出てきていただいて、本当に口約束で公務員の仕事が流れていくとは私は、ごめんなさい、考えづらくてですね。
教育長	ちょっと待ってください。これですね、伝票が4月1日なんです。伝票が4月1日にしか起こせないんですよ。
下條委員	伝票じゃなくて、ちゃんと出しますというお約束があったということなんですよ。
教育長	ですから、4月1日で流用の申請書を出しているわけですよ。そして、これは財政課がオーケーしないと、この伝票、書類そのものが出せないんですよ。
下條委員	このオーケーしないということをちゃんと説明いただきたいなと思います。
教育長	これは我々が説明する義務はないですよ。
下條委員	だから総合教育会議でしたか、そこでご説明いただいてからの判断をさせていただければなと思います。
教育長	それはおかしいと思いますよ。
下條委員	材料がないので…。
教育長	それはおかしいと思いますよ。義務的経費でつけるべきものをつけていない。そして、全議員がつけてくれという要望も出している。それをつけないということ自体がおかしいことですよ。
下條委員	それを財政課の人は、どうしてそういうおかしいことをされているのかも聞きたいですね。
教育長	私がこれ以上説明しても無駄ですか、確認していいですか。もうちょっと私…。どうですか、私がこれ以上説明しても無駄ですか。
備瀬委員	やむを得ないと思います。
教育長	では、決を採っていいですか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは採決を採らせていただきます。採決の前に、いま一度確認をします。与根体育施設の管理費について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうかということで私が述べます。提案どおりというのは、先ほど宮里課長が提案していたような予算の流用を含めて、そういう形で予算をつけるということについて賛成であるという内容になります。ですから、それについて提案どおりということで決定してもよろしいでしょうかという…。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
備瀬委員	<p>すみません、二者択一とあるけど、保留というのがありますか。今、賛成、反対ということですが、私は保留を希望します。三択でないはずだから、私も…。</p>
教育長	<p>委員会の考えも十分分かります。退席というのがあります。</p>
備瀬委員	<p>保留も入れてほしいと思いますが、そういうのはだめですか。保留をお願いします。</p>
文化課参事	<p>一旦、休憩をお願いします。</p>
	<p>休 憩 (16時13分)</p> <p>再 開 (16時28分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>私としては挙手で、採決で決したいと思います。次の人に引き継ぐことは避けたい。私はそう思います。ですから私の間で決めて、次の対応は次の対応としていきたいというふうに考えていますが、皆さんはどうですか。</p>
備瀬委員	<p>今のこういう意見は、結局は反対したときは、今後予算の流用はもうないという意味ですか。そういうことですか。職員のほうが4時以降足を運んで体調を悪くしてというのがあったので、今、幸いにも7月11日までは休場になっているから、その間を利用してから話し合いをして結論を出す。賛成か、反対かを出す、そういうものもぜひ残してほしいというふうに私自身は考えます。</p>
教育長	<p>9時から4時まで今開けています。職員が対応できないということで、委託がもうできませんでしたので、9時から4時まで。ですから、この予算がつかない限り、ずっとこれは続きます。使えない。ですから、それは認識の上、対応をお願いします。</p>
備瀬委員	<p>なので、ぜひ総務課のほうの話も聞いた上で最終判断をしたいので、賛成、反対じゃなくて、保留という部分も入れてほしいと思いま</p>

	す。それを強くお願いしたいと思います。
大城委員	私も保留に賛成です。
下條委員	私もお願いします。
	(傍聴席より発言あり)
文化課参事	ご発言を一旦、お控えください。
教育長	<p>私がなぜこういう話をしているかというのは、皆さんは教育委員として考えがあるということについては、それぞれ自由です。確かにそうです。でも現場は、市民は、この与根体育施設が使えないために他の市町村に行く、そういうことが現実に今起こっています。ですから、私の役割として、早めに管理費はつけてもらいたい、そういう思いがあります。そして、うちの生涯学習振興課長のほうも制限をせざるを得ない状況に心を痛めて、我々職員のみならずそういう思いがあるわけですよ。そういうことをご理解願いたいという思いで、これまで私は主張をしてきました。ですから今後について、私としては先ほども言いましたように、早めに結論を出して、そして全委員の皆さんには賛成をしていただいて、議員もみんな全体が賛成なんですよ。そういうことを教育委員が、議員が賛成していることを教育委員会が、教育委員が反対なさるといのは、ちょっと私自身も理解できないものですから、そういうふうな対応について、いま一度再考願いたいなというふうに考えています。</p>
大城委員	<p>反対じゃなくして、さっきから言っているように総務課の話も聞きたいなということです。そして、この予算をつけないと職員も大変だと言うけど、来週の木曜日、7月1日には新教育長に代わって、その日に臨時の教育委員会を開いてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>最後に一言だけ、私言います。残念です。教育委員というのは市民のために、そしてスポーツを愛する市民のために、我々はしっかりやる。私はそういうポリシーで生きてきた。本当にそういう物事を決めない対応に、残念です。今回の対応について、今後皆さんはずっとそれを背負っていく部分があるのではないかと、私は危惧しています。ですから、今言いましたように非常に残念ではありますが、私はこれでこの委員会を閉めます。ただし、皆さんは、この対応をしたことについて、ずっと引きずられていくことを心にはとめていてください。以上です。</p> <p>今日はこれで終わります。</p>

備瀬委員	ちょっと待ってください。ちょっと今、違うんじゃないですか。
教育長	どうしてですか。
備瀬委員	反対するとは言っていないですよ。もう少し材料がほしいということです。判断したいということなので、その辺の時間を少しくだけさいということですので、これをまたご理解いただきたいと思います。
教育長	先ほども言いましたように、現場は…。公共施設というのは本来、市民に開放すべき施設ですよ。その施設が開放できずずっと閉まっている。私はそのことを言っているわけですよ。我々が議論してああだ、こうだと言っている間に、どんどんどんどん使えない施設が存在している。それについて私は非常に心が痛い。市民のために早めに開放してあげたい。予算を確保して、市民のために開放してあげたい。そういう思いで、私はこれまで述べてきました。それを言っているわけですよ。
備瀬委員	分かりました。
教育長	一応、これでもう閉めます。
文化課参事	文化祭を今回やらないということですね。
教育長	文化祭は、内容は何か。
文化課参事	概要説明なんですけど。
教育長	いや、もう時間…。備瀬委員もちょっとないので。
文化課参事	はい、次回以降ということですね。分かりました。
教育長	もう新しい教育長をお願いします。
文化課参事	はい、分かりました。
教育長	はい、どうぞ。
総務班長	次回の定例教育委員会の開催についての日程のほうを調整させていただきたいと思います。 7月20日火曜日の13時30分からということよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
文化課参事	実際、1日に教育長になられるから厳しい、できないかという声もあったけれども、そのことについては検討しないということですか。
教育総務課総務班長	臨時教育委員会となる場合は、また新教育長と調整の上、決定していくという形になるかと思っておりますので、新教育長とお話しをしてから、その辺はまたお知らせしたいと思っております。

文化課参事	いずれにしても1日はないということですね。
教育総務課総務班長	そうですね、1日はちょっと日程的に厳しいかなと思いますので。
教育長	以上をもちまして、定例教育委員会を終わります。大変ご苦労さまでした。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 大城 安司